

諮問日：平成28年2月2日（平成27年度（最情）諮問第19号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（最情）答申第10号）

件名：最高裁判所が日本弁護士連合会等に対し、新任の最高裁判所判事の推薦を依頼する際、どのような文書を授受することになっているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が日弁連に対し、新任の最高裁判所の推薦を依頼する際、どのような文書を授受することになっているかが分かる文書」及び「最高裁が法務省又は検察庁に対し、新任の最高裁判所の推薦を依頼する際、どのような文書を授受することになっているかが分かる文書」（以下、併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年12月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

原判断においては、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、本件各開示申出文書は作成しておらず、又は取得していないか

ら，当該判断は妥当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年3月7日 審議
- ⑤ 同年4月11日 最高裁判所の職員（事務総局人事局任用課長）
から口頭説明聴取及び審議
- ⑥ 同年4月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件各開示申出文書は，最高裁判所が日本弁護士連合会及び法務省又は検察庁に対して新任の最高裁判所裁判官の推薦を依頼する際，どのような文書を授受することになっているかが分かる文書である。最高裁判所事務総長は，本件各開示申出文書を作成し，又は取得していないと説明しているから，最高裁判所の職員の口頭説明の結果を踏まえ，その存否について検討する。
- 2 最高裁判所裁判官のうち，最高裁判所長官は，内閣の指名に基づき天皇が任命し（憲法6条2項），その他の裁判官である最高裁判所判事は，内閣が任命する（憲法79条1項）とされているところ，法律上，内閣において最高裁判所や最高裁判所長官の意見を聴くこととはされておらず，また，最高裁判所において日本弁護士連合会，法務省等に推薦を依頼することともされていない。したがって，本件各開示申出文書の存在が法律上推認されるということとはできない。

しかし，最高裁判所の職員の説明によれば，内閣は，最高裁判所裁判官を任命等するに際し，慣例として最高裁判所長官の意見を聴くこととなっている。また，当委員会庶務に調査させたところ，このような慣行の存在については首

相官邸のホームページにおいても公表されていることが確認された。したがって、最高裁判所裁判官の任命等について、最高裁判所長官は、意見を述べることになっており、その際に何らかの書面が作成される可能性は否定できない。

もっとも、このことについて、最高裁判所の職員は、内閣に対してどのような意見を述べるか、推薦依頼をするかなどについては、最高裁判所長官がその都度決めることであり、これらをどのような方法によって行うかを含め一切の事柄が、そのときどきの最高裁判所長官の判断に委ねられているから、最高裁判所事務総局としては、その立場上どのような文書を授受するかを定めた文書は作成していない旨を説明する。最高裁判所長官が内閣に対して述べる意見が、最高裁判所裁判官の任命等という高度な人事に関する事柄を対象としていることや、その意見が慣例として述べられているにすぎないことからすると、意見を述べるための準備行為等について、最高裁判所事務総局が組織として何らの定めも設けていないことは、不自然なこととはいえない。

また、日本弁護士連合会は、「日本弁護士連合会が推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考に関する運用基準」を定め、同会が推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考のために最高裁判所裁判官推薦諮問委員会を設置しているが、上記運用基準にも、誰に対して推薦をするのか、推薦に当たってどのような書面を作成するのかなどについての定めはなく、同基準の存在をもって、本件各開示申出文書の存在を推認することもできない。

そうすると、他に本件各開示申出文書の存在をうかがわせる事情が見当たらないことからしても、本件各開示申出文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であるといえ、最高裁判所において、本件各開示申出文書は保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人